

企業会計基準適用指針公開草案第28号「連結財務諸表における子会社及び 関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」に対する意見

平成 20 年 2 月 25 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1 .他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合について（第16項(4)及び第24項）

（コメント1）

ベンチャーキャピタルなどの投資企業が出資している他の会社等が子会社又は関連会社に該当しない場合の要件の一つである「売却等により当該他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること」は、非常に重要な要件であると考えられるが、抽象的な考え方しか示されていないため、具体的判断基準を示す必要がある。

（理由）

「議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画」と記載されているが、「大部分」とは具体的にどの位の議決権割合がこの基準に該当するか曖昧である。また、「合理的な計画」とはどのような計画であるか不明である。実務において本適用指針を適用する場合に、このような抽象的な判断基準では、その判断をめぐって混乱が生じるものと危惧されるため、具体的基準を示すことが必要である。

投資企業を、「投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等」と定義していることから、その所有目的を考えれば、多くの議決権を持ち続けることは一般的に考えにくく、また、その所有期間もそれほど長くないものと想定できる。「大部分」という基準を具体的に規定する場合に、一定の幅があることはやむを得ないが、「合理的な計画」としての具体的判断基準では、所有期間を明示すべきであり、おおむね5年が適当な期間ではないかと考える。

（コメント2）

他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合の要件を満たさなくなり、支配権を獲得したものとされたときの取扱いについて示すべきである。

(理由)

当該要件については、他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしたときから継続的に満たしていることが必要であると考え、当初満たしていたものの、ある時点で当該要件を満たさなくなり、支配権を獲得したものとされたときの取扱いが明らかでないため、その取扱いについて明確にする必要があると考える。

2. 企業集団が多層構造にある場合等の取扱いについて(第42項)

(コメント)

企業集団が多層構造にある場合等の取扱いは設例を設けて図解すべきである。

(理由)

第42項では、投資先である他の会社等がさらに別の会社等に投資を行っているような、企業集団が多層構造にある場合のガイドラインが示されている。しかし、実際のケースにおいては、いろいろな事例が想定され、それらの事例に対して第42項で記載されている内容を正確に理解して適用することは、非常に難しいのではないかと思われる。したがって、代表的な事例をいくつか設例として挙げ、関係図を示して解説を行うことが、その内容を理解しやすくするものとする。

3. 適用指針の適用範囲について(第33項)

(コメント)

第33項は第2項に含めるべきである。

(理由)

第33項は、連結財務諸表を作成していない会社に対して、個別財務諸表における取扱いを規定したものであるから、結論の背景ではなく、第2項に含めるべきである。

以 上